大阪市告示第1412号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年10月20日

大阪市長　　横　山　英　幸

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第６条第１項の規定に違反するので、令和８年11月３日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公　園　名	除　却　実　施　場　所	物　件
喜連北第一公園	平野区喜連１丁目８番 （喜連北第一公園内）	自動二輪車 （ヤマハ　白色）

（建設局総務部管理課）